

「FOODEX JAPAN 2026」鹿児島県ブース出展事業者募集要項

1 目的

鹿児島県では、県産農林水産物・食品の輸出拡大に向け、国内で開催される「FOODEX JAPAN 2026」に鹿児島県ブースを設置します。

海外への販路を拡大する意欲があり、同ブースに出展する事業者について募集します。

2 「FOODEX JAPAN 2026（第51回国際食品・飲料展）」の概要

- (1) 会期 令和8年3月10日（火）～13日（金）の4日間
- (2) 会場 東京ビックサイト（東京都）
- (3) 主催 （一社）日本能率協会ほか
- (4) 参考（昨年度の実績：令和7年3月11～14日）

- ・出展者数 2,930社／3,738ブース
- ・来場者数 72,151名

※詳しくは、主催者ホームページを御参照ください。

（URL）<https://www.jma.or.jp/foodex/report/index.html>

3 募集内容

- (1) 募集事業者数

県産農林水産物の生産者及び加工食品取扱事業者：8事業者

※ 「にっぽん食輸出展」ゾーンに鹿児島県ブースを設置予定です。（規模：4小間）

- (2) ブースサイズ（1事業者あたり）

奥行き2.9m以内×間口1.4m以内×高さ2.7m以内

※ おおよその目安となります。（ブース配置等によりサイズが変更となる場合があります。）

- (3) 募集要件

以下のア～キの全ての条件を満たすこと。

ア 鹿児島県内で県産農林水産物の生産若しくは加工食品の製造又はこれらの販売等を行う事業者であること

イ 海外への販路拡大に意欲のある事業者であること

ウ 法人・団体については主たる事業所の所在地が、個人については住所地が県内にあること

エ 会期中は、原則、自社商品の販売交渉権を有する者等が、自社スペースに常駐すること

オ 会期中又は会期後に、鹿児島県が行うアンケート調査に協力できること

カ 会期前に鹿児島県が開催する出展事業者向けセミナー等に出席できること

キ G F P登録事業者であること

（G F P登録URL）<https://www.gfpl.maff.go.jp/entry>

※ メールアドレスをお持ちであれば、どなたでも登録できます。

4 出展商品要件

- (1) 農林水産物を取り扱う場合は、すべて鹿児島県産であること
- (2) 加工食品を取り扱う場合は、鹿児島県内で製造された商品であること（県産農林水産物を使用した商品であればなおよい）
- (3) 実演・試食で扱う商品は、主に県産農林水産物を使用した商品（加工食品については、鹿児島県内で製造された商品）であること

5 出展に係る費用

- (1) 出展事業者が負担する費用

ア 出展負担金 1事業者あたり10万円（税込）

※ ただし、出展事業者が募集事業者数に満たない場合は、不足分を出展事業者で按分させていただきます。

イ 会期中の商談担当者の旅費交通費

ウ 出展商品等の輸送費

エ 出展事業者が独自で追加する装飾・什器備品等の費用及びそれに係る電気等の工事費

オ 電気代（出展事業者で按分）、水道代（自社ブースで使用した分）

カ 試食・試飲等、商談のために必要となる費用

キ その他、下記「5(2)県が負担する費用」以外に必要な費用

- (2) 県が負担する費用

ア 県が主催者に支払う出展料

イ 基本装飾（社名看板、床面カーペット、展示台、簡易照明）

ウ 共同で使用するスペースの設置費用

エ 通訳者に係る費用（英語対応可能な通訳者を県ブースに2名配置予定）

6 出展申込

- (1) 提出書類

ア 出展申込書

※ 県税の未納がないことを証明する書類についても、併せて提出してください。

イ F C P展示会・商談会シート（1商品につき1枚作成すること）

ウ 会社概要パンフレット等（出展申込者の概要が分かるもの）

エ 出展商品に係るカタログ（もしあれば構いません）

オ G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していることが分かる資料

- (2) 申込方法

ア 上記(1)の提出資料について、下記「13 申込・問合せ先」へメールにて御提出ください。

イ 県にてメール確認後、3営業日以内に受信確認のメールを返信します。返信がない場合は、お手数ですが「13 申込・問合せ先」まで電話をお願いします。

(3) 申込期限

令和7年10月31日（金） ※ 二次募集締切

(4) その他

ア 出展申込書の提出は、1事業者当たり1通とします。

イ 募集要件を満たさない者の出展申込書又は不備のある出展申込書は受理しません。

ウ 出展申込書に係る個人情報には、当業務の目的に限り利用し、厳重に管理します。

7 出展決定

(1) 選定方法

提出された出展申込書により、県が書類審査を行った後、出展希望事業者多数の場合は、別に設置する出展事業者選考委員会において以下の項目について評価し、出展事業者を選定します。なお、審査は非公開として、審査の経過等に関する問合せや選定結果（非選定の理由等）に関する問合せには応じかねます。

ア 海外バイヤーとの商談経験及び類似商談会（輸出 EXPO やアグリフード EXPO 等）への過去出展回数について

※ 海外バイヤーとの商談経験及び出展回数の少ない事業者を優先。

イ 海外への販路拡大に向けた方針等について

- ・ 県産農林水産物・食品の海外への販路拡大に向けた意欲
- ・ 事業の効果、発展性

ウ 代表的な出展商品について

- ・ 県産農林水産物又はその使用状況
- ・ 鹿児島県らしさ（特産品・食文化等）

※ 農産物（お茶を除く）の出展企業を優先。

エ 出展商品について

- ・ F C P 展示会・商談会シートにおいて、出展予定商品について具体的な特徴や魅力を伝えられているか

(2) 決定

審査結果は、全ての出展申込者に対して書面により通知します。

8 スケジュール（予定）

出展事業者募集（一次募集） （終了）~~令和7年9月30日（火）~~まで

出展事業者決定（一次募集） （終了）~~令和7年10月上旬~~

出展事業者募集（二次募集） 令和7年10月31日（金）まで

出展事業者決定（二次募集） 令和7年11月上旬

出展事業者説明会 令和7年12月

出展事業者研修会 令和8年1月下旬又は2月上旬

商談会 令和8年3月10日（火）～13日（金）

9 商談会の開催が中止された場合の出展負担金の返金について

- ア 商談会主催者による会期の変更・開催の中止、天災、感染症、その他特別な事情により、県の判断で鹿児島県ブースの出展を見合わせることをあらかじめ御了承ください。
- イ FOODEX JAPAN2026 出展規定に基づき、商談会主催者により、商談会の開催が中止となった場合は、同規定に準じて、出展負担金の7割（負担金10万円の場合、7万円）を返金いたします。

(FOODEX JAPAN2026 出展規定URL)

<https://www.jma.or.jp/foodex/img/etc/documents/pdf-regulations.pdf>

10 その他

- ア 提出書類等に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- イ 出展に当たっては、主催者及び県の指示に従ってください。
- ウ 出展負担金納入後、自己都合により出展を取りやめる場合、出展負担金は返金しません。
- エ 会場内では、商品の販売はできません。
- オ 出展事業者数に応じて、ブース内の人員数について制限を設ける可能性があります。

11 留意事項

- ア 出展商品等の設置、管理及び撤去は、出展事業者の責任において行うものとします。
- イ 会場への展示物搬入開始から撤去までの期間で必要と思われるものについての損害保険については、各出展事業者で加入してください。
- ウ ブース内の装飾・配置等は、鹿児島県により決定しますので、出展事業者の意向に沿うことができない場合があります。共同出展による展示位置や面積等の変更があることを予め御承知おきください。
- エ ブースの装飾及び施工は鹿児島県の委託業者が行います。出展商品の展示・陳列は出展事業者が行いますが、出展商品の展示方法については、展示会主催者の規定に基づき修正いただく場合があります。
- オ 出展事業者から提出された書類は、鹿児島県の委託業者へ提供させていただきますので、予め御了承ください。
- カ 自社小間の転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
- キ 本展示会へ参加についてプレスリリースを行い、企業情報、出展商品の情報が公開される場合がある旨、予め御了承ください。
- ク 出展事業者は、上記留意事項の他、商談会主催者が定める規則に従うとともに、本「募集要項」に定めのない事項に関しては、商談会主催者が定める「出展規定」に準じ、鹿児島県が決定するものとし、新型コロナウイルス感染症拡大等により内容が変更される可能性がある旨、予め御了承ください。

12 免責規定

- ア 鹿児島県は、商談会主催者による会期の変更・開催の中止、天災、感染症、その他

- 特別な事情により、鹿児島県の判断で本事業実施を見合わせることを予め御了承ください。また、鹿児島県が本事業を変更・中止したことや、鹿児島県が提供した支援により直接・間接にかかわらず生じた結果について、出展事業者及び関係者の本商談会への参加のために支出した費用や関連するレンタル設備等のキャンセル料を含むその他の経費・損失及び損害は一切補償しないことを御承知おきください。
- イ 鹿児島県は、出展商品等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。
- ウ 鹿児島県は、商談会会期中及びその前後を通じて発生した出展商品等の盗難、紛失、火災、破損や出展事業者が商談会会場を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を一切負いません。出展事業者は、自己又はその代理人の不注意その他により生じた会場設備若しくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うこととします。
- エ 鹿児島県は、県の責任に帰すことのできない事由による出展事業者と商談者のトラブルについて一切責任を負いません。
- オ 上記については、今後の情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

13 申込・問合せ先

鹿児島県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室
輸出戦略係 東（ひがし）

TEL：099-286-3095／Mail：yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp